

国際水路機関条約の改正議定書（新旧対照）

（参考）

改正後

この条約の締約国は、

水路図誌を改善することにより全世界の航海を一層容易かつ安全にすることに貢献するため国際水路局が千九百二十一年六月に設立されたことを考慮し、

国際水路機関が、海洋法に関する国際連合条約に規定する権限のある国際機関であつて、水路に関する資料の作成及び水路業務の提供に関する基準の設定について世界的規模で調整し、並びに各国の水路業務に関連する能力の形成を促進するものであることを考慮し、

国際水路機関が、海上における安全及び効率を促進するためすべての沿岸国及び利害関係国が積極的に関与し、並びに海洋環境の保護及び持続可能な利用を支援する権威のある世界的な水路機関となることを目指していることを考慮し、

国際水路機関の任務は、各国が適切かつ時宜を得た水路に関する資料、成果物及び業務を提供し、並びにこれらのできる限り広範な利用を確保するような世界的な環境を形成することであることを考慮し、

改正前

この条約の締約政府は、

水路図誌を改善することにより全世界の航海を一層容易かつ安全にすることに貢献するため国際水路局が千九百二十一年六月に設立されたことを考慮し、

水路業務におけるその協力を政府間の基礎の上に遂行することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 (略)

第二条

機関は、諮問的かつ技術的な性格を有する。機関は、次のことを目的とする。

- (a) 航行の安全その他海事に関するすべての目的のために水路業務の利用を促進し、及び水路業務の重要性についての意識を世界的に向上させること。
- (b) 水路に関するデータ、情報、成果物及び業務について、世界的規模で、その対象となる範囲を拡大させ、その利用可能性を増大させ、その質を向上させ、及びその利用を容易にすること。
- (c) 水路業務に関連する能力、訓練、科学及び技術を世界的規模で向上させること。
- (d) 水路に関するデータ、情報、成果物、業務及び技術に関

水路業務におけるその協力を政府間の基礎の上に遂行することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 (略)

第二条

機関は、諮問的かつ純粹に技術的な性格を有する。機関は、次のことを実現することを目的とする。

- (a) 各国の水路官庁の活動の間の協調
- (b) 水路図誌の最大の統一
- (c) 水路測量の実施及び推進の確實かつ効果的な方法の採用
- (d) 水路業務に関連する科学及び記述海洋学に用いる技術の開発

する国際基準を確立し、その発展を促進し、並びにこれらの基準の使用に関して最大限の統一を達成すること。

(e) 各国及び国際機関に対し、水路業務に関連するすべての事項について権威のある、かつ、時宜を得た指導を行うこと。

(f) 加盟国間の水路業務に関する活動の調整を促進すること。

(g) 各国間の水路業務に関する活動の地域的な協力を強化すること。

第三条

この条約の締約国をもつて、機関の加盟国とする。

第四条

機関には、次の内部機関を置く。

- (a) 総会
- (b) 理事会
- (c) 財政委員会

第三条

この条約の締約政府をもつて、機関の加盟国政府とする。

第四条

機関には、次のものがおかれる。

- 国際水路会議（以下「会議」という。）
- 理事会が運営する国際水路局（以下「局」という。）

- (d) 事務局
- (e) 補助機関

第五条

- (a) 総会は、基本的な内部機関であつて、この条約に別段の定めがある場合又は総会が他の内部機関に委任する場合を除くほか、機関のすべての権限を有する。
- (b) 総会は、すべての加盟国で構成する。
- (c) 総会は、三年ごとに通常会合を開催する。総会は、いずれかの加盟国、理事会又は事務局長の要請により、加盟国の過半数の承認を得ることを条件として、臨時会合を開催することができる。
- (d) 総会の会合の定足数は、加盟国の過半数とする。
- (e) 総会の任務は、次のとおりとする。
 - (i) 議長及び副議長を選出すること。
 - (ii) 総会、理事会、財政委員会及び補助機関の手續規則を定めること。
 - (iii) 一般規則に従つて、事務局長及び部長を選出し、並びにその勤務条件を定めること。

第五条

- 会議の任務は、次のとおりとする。
- (a) 機関の運営及び事業について一般的な指示を与えること。
- (b) 理事会の理事及び理事長を選出すること。
- (c) 局が会議に提出した報告を検討すること。
- (d) 加盟国政府又は局が提出した技術及び運営に関するすべての提案について決定を行なうこと。
- (e) 会議に代表者を出した加盟国政府の三分の二以上の多数による議決で予算を承認すること。
- (f) 加盟国政府の三分の二以上の多数による議決で一般規則及び会計規則の改正を採択すること。
- (g) (f)に規定する多数による議決で、必要とされるその他の特別規則、特に理事及び局の職員の地位に関する規則を採択すること。

- (iv) 補助機関を設置すること。
- (v) 機関の全般的な政策、戦略及び事業計画を決定すること。
- (vi) 理事会が総会に提出した報告を検討すること。
- (vii) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提出した意見及び勧告を検討すること。
- (viii) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提出した提案を決定すること。
- (ix) 支出を検査し、決算報告を承認し、及び機関の財政上の措置を決定すること。
- (x) 機関の三年ごとの予算を承認すること。
- (xi) 実務上の業務について決定すること。
- (xii) 機関の権限内のその他の事項について決定すること。
- (xiii) 適当かつ必要な場合には、理事会に任務の遂行を委任するものこと。

第六条

(a) 加盟国の四分の一（その三分の二は地域的代表を基礎として議席を有し、残余の三分の一は一般規則に定める水路業務

第六条

1 会議は、加盟国政府の代表者で構成するものとし、五年ごとに定期に会合する。会議の臨時の会合は、いずれかの加盟

に係る利害関係を基礎として議席を有するものとし、三十の国を下回つてはならない。）は、理事会に議席を有する。

(b) 理事会の構成に関する原則は、一般規則で定める。

(c) 理事会の構成国の任期は、総会の次の通常会合が終了する時までとする。

(d) 理事会の定足数は、構成国の三分の二とする。

(e) 理事会は、少なくとも年一回会合する。

(f) 理事会の構成国以外の加盟国は、理事会の会合に参加することができ、投票権を有しない。

(g) 理事会の任務は、次のとおりとする。

(i) 議長及び副議長を選出すること。議長及び副議長の任期は、総会の次の通常会合が終了する時までとする。

(ii) 総会が委任する任務を遂行すること。

(iii) 総会の会合と会合との間において、総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(iv) 総会の各通常会合において、機関の事業について報告する。

(v) 事務局長の支援を得て、総会が採択する全般的な戦略及び事業計画に関する提案を作成すること。

国政府又は局の要請により、加盟国政府の過半数による承認を得ることを条件として、開催することができる。

2 局は、少なくとも六箇月の予告で会議を招集する。仮議事日程は、この予告とともに送付される。

3 会議は、議長及び副議長を選出する。

4 各加盟国政府は、それぞれ一票を有する。ただし、第五条(b)の事項に関する投票においては、各加盟国政府は、自国が保有する船舶のトン数に基づいて設定された等級に応じて定められる数の票を有する。

5 会議の決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、会議に代表者を出した加盟国政府の単純過半数による議決で行なう。賛成票と反対票とが同数である場合には、会議の議長は、決定を行なう権限を有する。この単純過半数は、技術決議集に収録すべき決議については、いかなる場合にも、加盟国政府の三分の一以上の賛成票を含むものでなければならぬ。

6 局は、会議の会期と会期との間において、機関の技術的運営に関する問題については、通信によつて加盟国政府の意見を求めることができる。その投票手続は、5に定める手続と同様とする。ただし、その場合の単純過半数は、機関の加盟

(vi) 事務局長が作成する会計報告及び予算見積りを検討し、予算見積りの計画的な配分に関する意見及び勧告を付して承認のためこれを総会に提出すること。

(vii) 補助機関が提出する提案を検討し、次のいずれかのことを行うこと。

総会の決定が必要なすべての事項については、総会に付託すること。

必要と認める場合には、補助機関に再び付託すること。

採択のため通信によつて加盟国に付託すること。

(viii) 補助機関の設置について総会に提案すること。

(ix) 機関と他の組織との間の協定案を検討し、承認を得るためこれを総会に提出すること。

第七条

(a) 財政委員会は、すべての加盟国に開放される。各加盟国は、それぞれ一の票を有する。

(b) 財政委員会については、原則として総会の通常会合の際に招集するものとし、適当な場合には、追加の会合を招集する

国政府の総数に基づいて算定するものとする。

7 会議は、その委員会（第七条に規定する会計委員会を含む。）を設置する。

第七条

1 機関の会計管理の監督は、会計委員会が行なう。各加盟国政府は、同委員会に一人の代表者を出す。

2 会計委員会は、会議の会期中に会合する。同委員会は、また、臨時の会合を開催することができる。

ことができる。

(c) 財政委員会の任務は、事務局長が作成する会計報告、予算見積り及び運営上の事項に関する報告を検討し、自己の意見及び勧告を総会に表明することとする。

(d) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

第八条

(a) 事務局は、事務局長、部長その他機関が必要とする職員から成る。

(b) 事務局長は、機関の事業が効率的に遂行されるために必要な記録を保管するものとし、必要な書類を作成し、収集し、及び配布する。

(c) 事務局長は、機関の事務職員の長とする。

(d) 事務局長は、次のことを行う。

(i) 年次会計報告及び各年別に表示される見積りを付した三年ごとの予算見積りを作成し、財政委員会及び理事会に提出すること。

(ii) 機関の活動について加盟国に対し常時通報すること。

(e) 事務局長は、この条約、総会又は理事会が委任するその他

局は、第二条に掲げる目的を達成するため、特に次のことを行なう責任を有する。

(a) 各国の水路官庁の間における密接かつ恒久的な提携を確保すること。

(b) 水路業務並びにこれと関連のある科学及び技術に関する問題を研究し、かつ、必要な文献を収集すること。

(c) 加盟国政府の水路官庁の間における水路図誌の交換を促進すること。

(d) 有用な文書を配布すること。

(e) 特に水路業務の開設又は拡張を行なっている国に対し要請に応じて指導及び助言を行なうこと。

(f) 水路測量とこれに関係のある海洋学的活動との間の協調

の任務を遂行する。

(f) 事務局長、部長及び職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長、部長及び職員は、その国際公務員としての地位と両立しないいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長、部長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者がその責任を果たすに当たつてこれらの者に影響を及ぼさないことを約束する。

第九条

コンセンサス方式によつて決定することができない場合には、次の規定を適用する。

- (a) この条約に別段の定めがある場合を除くほか、各加盟国は、一の票を有する。
- (b) 事務局長及び部長の選出においては、各加盟国は、自国の保有する船舶のトン数に基づいて設定された等級に応じて定められる数の票を有する。
- (c) この条約に別段の定めがある場合を除くほか、決定は、

を促進すること。

(g) 航海者のため海洋学的知識の応用を普及し、かつ、容易にすること。

(h) 関連する目的を有する国際機関及び科学研究機関と協力すること。

第九条

局は、理事会並びに機関が必要とする技術職員及び事務職員で構成する。

出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で行うものとし、投票が可非同数である場合には、議長が決定を行う。

(d) 機関の政策又は財政に関する事項（一般規則及び財政規則の改正を含む。）についての決定は、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で行う。

(e) (c)及び(d)並びに第二十一条(b)に関し、「出席し、かつ、投票する加盟国」とは、出席し、かつ、賛成票又は反対票を投ずる加盟国をいう。投票を棄権した加盟国は、投票を行わなかったものとみなす。

(f) 第六条(g)(vii)の規定に従って加盟国に付託された場合には、決定は、投票した加盟国の過半数による議決で行う。ただし、すべての加盟国の少なくとも三分の一の賛成票を必要とする。

第十条

機関は、その権限内の事項に関し、国際機関であつてその利益及び活動が機関の目的に関連のあるものと協力することができらる。

第十条

- 1 理事会は、この条約及び規則並びに会議が与える指示に従つて、局を運営する。
- 2 理事会は、会議が選出する三人の理事でそれぞれ国籍が異

第十一条

機関の運営に関する細目は、一般規則及び財政規則で定める。これらの規則は、この条約に添付するが、この条約の不可分の一部を成すものではない。この条約と一般規則又は財政規則とが抵触する場合には、この条約が優先する。

第十二条 (略)

第十三条

機関は、法人格を有する。機関は、加盟国の同意を得ることを条件として、当該加盟国の領域において、機関の任務を遂行

なるものをもつて構成する。会議は、さらに、これらの理事のうち一人を理事長に選出する。理事の任期は、五年とする。会議の会期と会期との間において理事に欠員を生じた場合には、一般規則で定めるところに従い、通信によつて補欠選挙を行なうことができる。

3 理事長は、機関を代表する。

第十一条

機関の運営に関する細目は、一般規則及び会計規則で定める。これらの規則は、この条約に添附するが、この条約の不可分の一部をなすものではない。

第十二条 (略)

第十三条

機関は、法人格を有する。機関は、加盟国政府の同意を得ることを条件として、当該加盟国の領域において、機関の任務を

し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除を享
受する。

第十四条

機関の運営に必要な費用は、次のものをもつて支弁する。

- (a) 加盟国が自国の保有する船舶のトン数に基づいて設定さ
れた等級に応じて払い込む通常年次分担金
- (b) 寄付金、遺贈、助成金その他の財源。この場合には、総
会の承認を得ることを条件とする。

第十五条

分担金の払込みが二年間延滞している加盟国は、当該分担金
を払い込む時まで、この条約及び規則によつて加盟国に与えら
れるいかなる投票権及び利益も認められない。

第十六条

- (a) モナコ公国政府は、寄託者を務める。

遂行し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除
を享有する。

第十四条

機関の運営に必要な費用は、次のものをもつて支弁する。

- (a) 加盟国政府が自国の保有する船舶のトン数に基づいて設
定された等級に応じて払い込む通常年次分担金
- (b) 寄付金、遺贈、助成金その他の財源。この場合には、会
計委員会の承認を得ることを条件とする。

第十五条

分担金の払込みが二年間延滞している加盟国政府は、当該分
担金を払い込む時まで、この条約及び規則によつて加盟国政府
に与えられるいかなる権利及び利益をも認められない。

第十六条

機関の予算は、理事会が作成し、会計委員会が検討し、か

(b) この条約の原本は、寄託者によつて保管されるものとし、寄託者は、この条約に署名し、又は加入したすべての国に対しこの条約の認証謄本を送付する。

(c) 寄託者は、次のことを行う。

(i) 第二十条(b)に規定する国から受領した加入の申請を事務局長及びすべての加盟国に通報すること。

(ii) 事務局長及びこの条約に署名し、又は加入したすべての国に対し次の事項を通報すること。

新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日

この条約及びその改正の効力発生の日

この条約の廃棄書の寄託、その受領の日及び廃棄が効力を生ずる日

この条約の改正は、その効力が生じた後速やかに、寄託者が公表し、国際連合憲章第百二条の規定に従つて国際連合事務局に登録する。

第十七条

この条約の解釈又は適用に関する紛争で交渉又は機関の事務

つ、会議が承認する。

第十七条

この条約の解釈又は適用に関する紛争で交渉又は理事会の周

局長の周旋によつて解決しないものは、いずれかの紛争当事者の要請により、国際司法裁判所長が指名する仲裁人に付託するものとする。

第十八条及び第十九条 (略)

第二十条

(a) この条約は、国際連合加盟国である国による加入のために開放しておく。この条約は、当該国については、その加入書が寄託者に寄託された日に効力を生ずるものとし、寄託者は、その旨を事務局長及び機関のすべての加盟国に通報する。

(b) 国際連合加盟国でない国は、寄託者に対しこの条約への加入の申請を行い、かつ、当該申請が機関の加盟国の三分の二以上によつて承認される場合に限り、この条約に加入することができ。この条約は、当該国については、その加入書が寄託者に寄託された日に効力を生ずるものとし、寄託者は、その旨を事務局長及び機関のすべての加盟国に通報する。

旋によつて解決しないものは、いずれかの紛争当事者の要請により、国際司法裁判所長が指名する仲裁人に付託するものとする。

第十八条及び第十九条 (略)

第二十条

この条約は、効力発生の後は、自国が保有する船舶のトン数を明示してモナコ公国政府に対し加入の申請を行なつた海運国の政府であつて、その加入が加盟国政府の三分の二以上によつて承認されるものの加入のため、開放しておく。モナコ公国政府は、当該申請を行なつた政府に対して加入の承認を通告する。この条約は、当該申請を行なつた政府につき、その加入書がモナコ公国政府に寄託される日に効力を生ずるものとし、モナコ公国政府は、その旨を加盟国政府及び理事長に通報する。

第二十一条

(a) いずれの加盟国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、総会の次の会合の少なくとも六箇月前に事務局長に送付する。

(b) 改正案は、総会が審議するものとし、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で決定する。改正案が総会によつて承認された場合には、機関の事務局長は、これをすべての加盟国に送付するよう寄託者に要請する。

(c) 改正は、寄託者が加盟国の三分の二からその改正に拘束されることについて同意する旨の通告を受領した後三箇月で、すべての加盟国について効力を生ずる。

第二十二条

この条約の効力発生後五年の期間が経過した後は、いずれの締約国も、寄託者に対して少なくとも一年前に通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、通告の期間が満了した年の翌年の一月一日に効力を生ずるものとし、ま

第二十一条

1) いずれの締約政府も、この条約の改正を提案することができる。

2) 改正案は、会議が審議し、かつ、会議に代表者を出した加盟国政府の三分の二以上の多数による議決で決定する。改正案が会議によつて承認された場合には、理事長は、これをすべての締約政府に送付することをモナコ公国政府に要請する。

3) 改正は、モナコ公国政府が締約政府の三分の二から承認の通告を受領した後三箇月で、すべての締約政府について効力を生ずる。モナコ公国政府は、その旨を、改正の効力発生日を明示して、締約政府及び理事長に通報する。

第二十二条

1) この条約の効力発生の日から五年の期間が経過した後は、いずれの締約政府も、モナコ公国政府に対して行なう少なくとも一年の予告でこの条約を廃棄することができる。廃棄は、予告の期間が満了した年の翌年の一月一日に効力を生ず

た、当該国が機関の加盟国として有したすべての権利及び利益の放棄を伴うものとする。

るものとし、また、当該政府が機関の加盟国政府として有したすべての権利及び利益の放棄を伴うものとする。

2 モナコ公国政府は、その受領した廃棄通告を締約政府及び理事長に通報する。

(以下略)

(以下略)